

～法務的な視点から顧客サービスの価値を高めるポイント～

税理士・会計士が知るべき

クレームにならないためのリスク回避の法務知識



司法書士法人おおさか法務事務所

司法書士 西本拓司

# 法人概要



名称	司法書士法人おおさか法務事務所 / Osaka Legal Affairs Office		
創設	昭和58年11月（法人化 平成17年5月）		
代表者	代表社員 川原田 慶太	代表社員	北村 清孝
	副代表 西本 拓司	副代表	石井 満
スタッフ数	63名		
拠点	麹町オフィス	東京都千代田区六番町13-4 2F	
	本町オフィス	大阪府中央区久太郎町2-5-28	
	八尾オフィス	大阪府八尾市本町2-12-4	
	夙川オフィス	兵庫県西宮市寿町1-24	
	御所南オフィス	京都市中京区東桐院通夷川上る三本木5-501-2	
	後見信託センター	大阪府中央区南本町1-2-6 ※認知症サポート対応専門の部署	

## 講師紹介

# 副代表 司法書士 西本 拓司

平成18年の会社法施行直後から、会社法を専門に扱う数少ない司法書士として、関西の企業を中心に現在のコンサルティングの基礎となる会社法務を担当。

その後、全国様々な規模の会社の法務顧問、IPO関連法務、事業承継関連法務を数多く経験し、税理士・会計士や金融機関等コンサルティング型の専門家との連携して、各種企業でのグループ間の組織再編の実務を担当。

実務を通して、多くの企業で起こる紛争やトラブルを目の当たりにし、企業の抱えるリスクを事前に指摘・解決する業務を行ってきた。当該経験に基づき、税理士事務所の社内研修も行っている。

生まれが社員100名程の奈良の製造業創業者の孫とあって、創業者の思いや企業統治に対する関心は自分事としても高い。



**なぜ税理士・会計士が法務の視点も持たなければいけないのか？**

**定期的に経営相談をしている経営者は  
全体の約36%**

**そのうち約70%近くが税理士、公認会計士を  
相談相手としている。**

**中小企業庁「中小企業白書2012」**



**経営者は、税理士・会計士に対して記帳代行や、  
税務申告のみを期待しているわけではない。**

**本来、税理士・会計士の専門でないこともアド  
バイスしてもらえらると思っっていることもある。**



**アドバイスがないことが、不満につながることも。。。**



**税理士・会計士は、定期的に顧客と接する機会がある。**

**法律の専門家である弁護士、司法書士は定期的に顧客と接する機会がなく、トラブルが起きてから相談にのることが多い。**

**定期的に顧客と会う税理士・会計士だからこそ、顧客のリスクを事前に発見できる。**



**株主や役員に関するトラブルは、会社の存続そのものに関わることがある。**

**会社は、日常の売上や経費は意識するが、法的なことについては、いざトラブルになるまで意識していないことが多い。**

**特に会社の根幹の部分でトラブルが起きた場合、多額の費用や時間を要し、会社の衰退等をまねくことも。**

# こんなご相談受けることありませんか？

私と妻で営んでいる個人事業を株式会社  
にしたいと思っています。

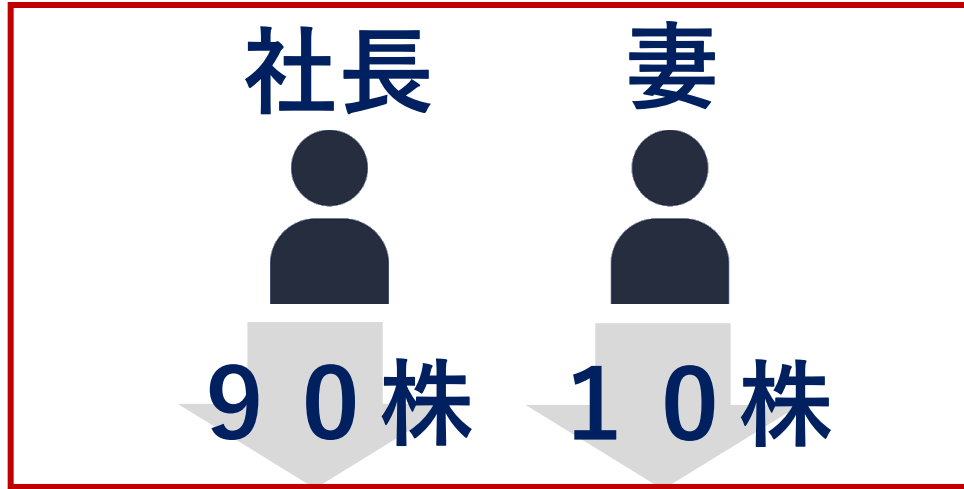


社長

代表は私で、妻も取締役にしようと考えて  
います。株式も10%程妻に持ってもらおう  
と思っています。

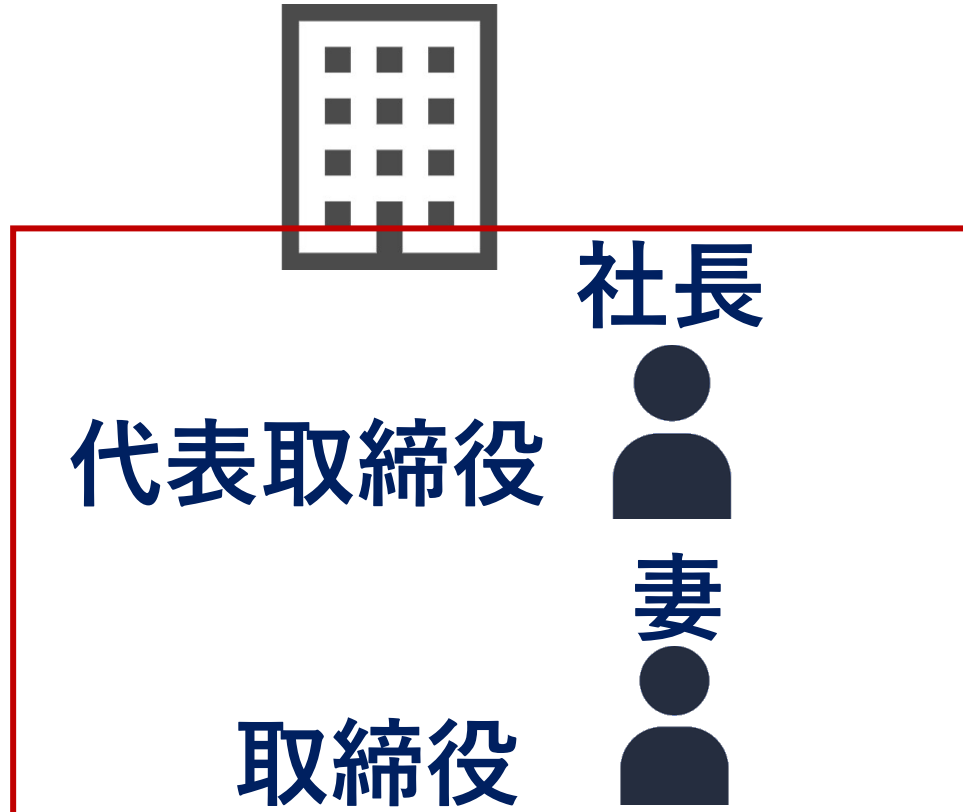


株主



社長：出資額 90万円  
妻：出資額 10万円

役員



任期：10年

役員報酬

社長：月額 100万円

妻：月額 50万円

3年後・・・

妻と離婚することになりました。現在、離婚協議中でもめています。。。



社長

会社の取締役から妻を外したいです。

# どんなアドバイスをしますか？

## 例えば・・・



妻と離婚することになりました。現在、離婚協議中でもめています。。。

会社の取締役から妻を外したいです。

社長が、株式の90%持っているので、奥様を解任する株主総会議事録を作成して、司法書士に登記をしてもらいましょう



## **注意**

---

もめてる案件で書類だけ作成して、  
登記を行うことは**NG**

➔ 刑事事件になることも。。。



## 相談のポイント

- ① 取締役を辞めさせる方法は？
  - ➔ 辞任もしくは解任
  - ただし、辞任届を書いてもらうことは困難
- ② 解任を行うためには、株主総会が必要
  - ➔ 株主総会を開催できるか？
- ③ 解任をすることのリスクは？
- ④ 奥様の保有している株式の処理



## 相談のポイント

①取締役を辞めさせる方法は？

➔ 辞任もしくは解任

ただし、辞任届を書いてもらうことは困難

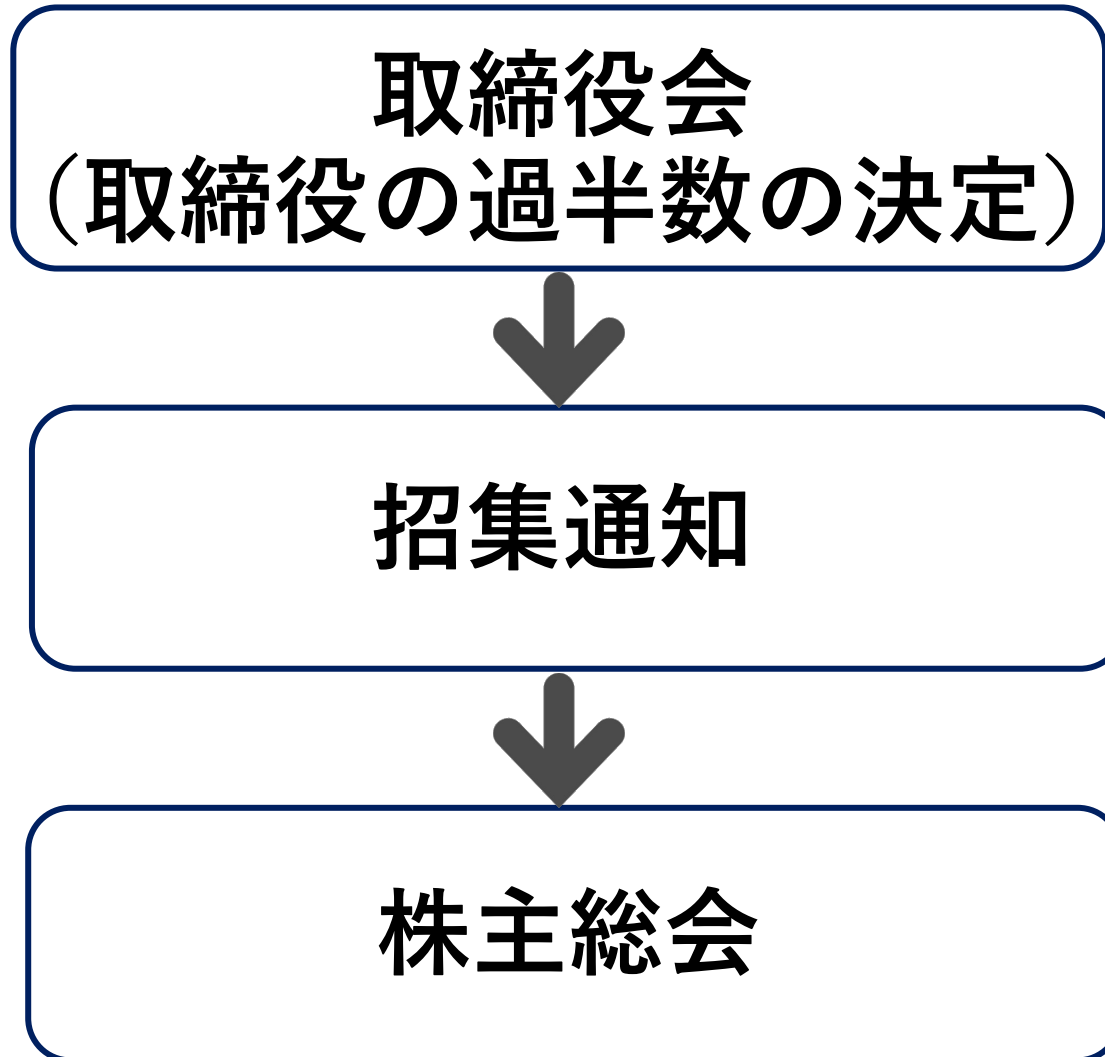
②解任を行うためには、株主総会が必要

➔ 株主総会を開催できるか？

③解任をすることのリスクは？

④奥様の保有している株式の処理

# 株主総会を開催する場合の手続の流れ



手続が欠けていると、  
株主総会の決議が  
取り消されてしまう。

# 今回の相談にあてはめると

取締役の過半数の決定

招集通知

株主総会



社長と奥様の双方の同意  
がなければ、株主総会を  
開催できない。

この場合、株主総会を  
開催するためには、  
裁判所の許可が必要。





## 相談のポイント

①取締役を辞めさせる方法は？

➔ 辞任もしくは解任

ただし、辞任届を書いてもらうことは困難

②解任を行うためには、株主総会が必要

➔ 株主総会を開催できるか？

③解任をすることのリスクは？

④奥様の保有している株式の処理

# 取締役を解任することのリスクは？

## **リスク**

取締役は任期途中で「**正当な理由なく**」解任された場合は、**残期間分の役員報酬を損害賠償として会社に対して請求することができる。**

※**正当な理由とは、職務執行上の法令・定款違反行為、心身の故障、職務への「著しい」不適任等。**

**➔ なかなか認められない。**

## 今回の相談にあてはめると

妻の取締役としての任期は、7年間残っている。

7年間分の役員報酬

$$\begin{aligned} \text{月額} 50 \text{万円} \quad \times \quad 12 \text{ヶ月} \quad \times \quad 7 \text{年} \\ = 8,400 \text{万円} \end{aligned}$$

 リスク

会社は、妻から8,400万円の損害賠償を請求されるリスクがある。

# 取締役の任期についての考え方

取締役任期は、1年から10年の間で自由に定めることが可能（会社法上の原則：2年）。

| 取締役任期を長期間にする**メリット**。

登記費用を抑えることができる。

| 取締役任期を長期間にする**デメリット**。

辞めさせる場合に、損害賠償請求される恐れ。



## 相談のポイント

①取締役を辞めさせる方法は？

➔ 辞任もしくは解任

ただし、辞任届を書いてもらうことは困難

②解任を行うためには、株主総会が必要

➔ 株主総会を開催できるか？

③解任をすることのリスクは？

④奥様の保有している株式の処理

株主

社長

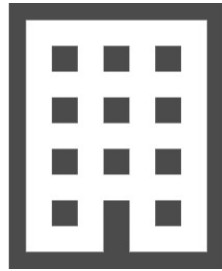
妻



90株

10株

放置して問題ないか？



社長



代表取締役

妻

役員

取締役



# 株式の割合（議決権の割合）による権利の違い

議決権の割合	株主総会で決議できる内容
3分の2以上	株主総会の特別決議を可決
過半数	株主総会の普通決議を可決
3分の1超	株主総会の特別決議を否決



上記の割合を保有していなくても、株主は、様々な権利を持つ。

# 株主の権利の例

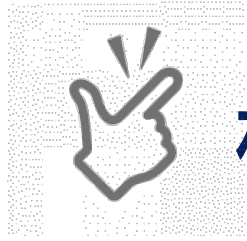
| 議決権または発行済株式の 3 / 1 0 0 以上

…会計帳簿閲覧請求権

| 1 株でも保有していれば行使することができる権利

…株主総会に出席する権利、株主代表訴訟等

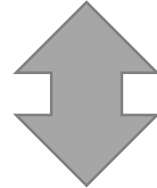




## 株式の取得について

**原則：**会社は、株主の株式を強制的に取得することは出来ない。

**例外：**スクイーズアウト



株主は、会社に対して株式を買取することを強制できない。

**⚠️ 注意**

近年、弁護士等に依頼して買取を要求してくることも

そもそも社長から相談を受けた段階で適切なアドバイスが出来ていれば。。。

私と妻で営んでいる個人事業を株式会社  
にしたいと思っています。



社長

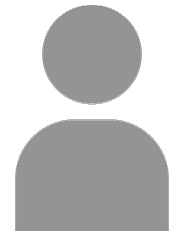
代表は私で、妻も取締役にしようと考えて  
います。株式も10%程妻に持ってもらおう  
と思っています。

## 例えば税理士から

取締役がお二人の場合、もめた場合、会社の機能がストップしてしまいます。

取締役の任期を10年とした場合、もめた場合、損害賠償のリスクがあります。

株式を家族といえども、安易に持たすべきではありません。



税理士

# 税理士の先生に注意いただきたい会社の株主

①居場所、連絡先がわからない。

➔ 所在不明株主

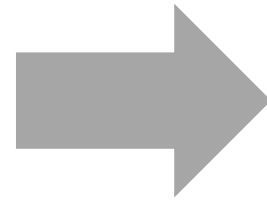
②名義株主

③対立株主、関係性の薄い株主

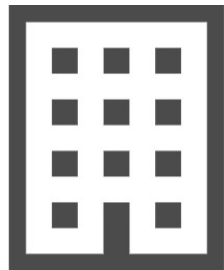


事業承継やM & Aの場面で障害となる場合がある。

# M & Aの場面

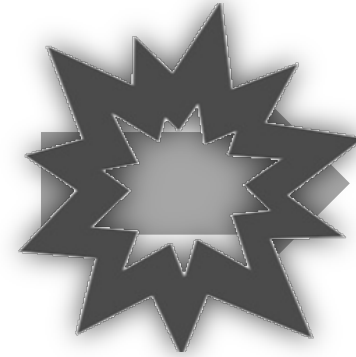
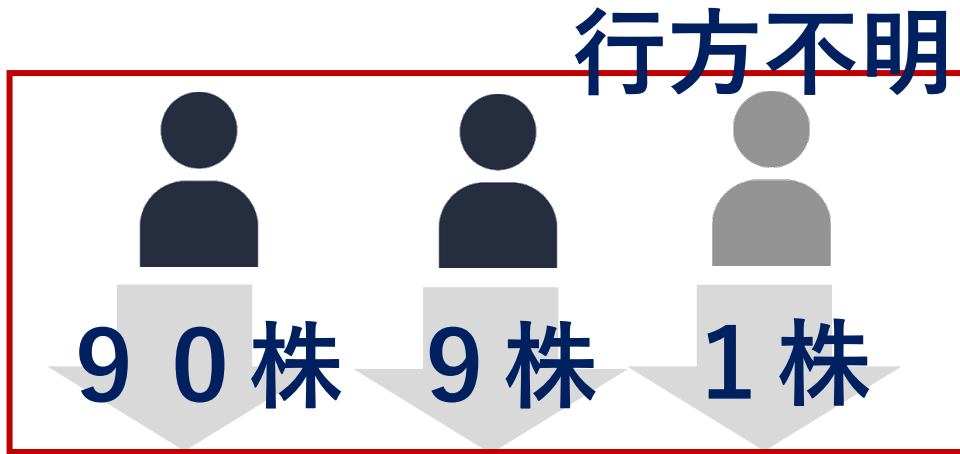


買手

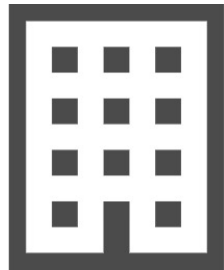


M & Aは、買手が売手の株式を  
100%取得することによって  
行われることが大半

# M & Aの場面



買手



**!** 注意

たとえ、1株でも同意が得られない  
株主がいるとM & Aが成立しない

# 所在不明株主の処理方法

裁判所に許可を得て、強制的に取得する。

(所在不明株主の株式売却制度)

## 許可の要件

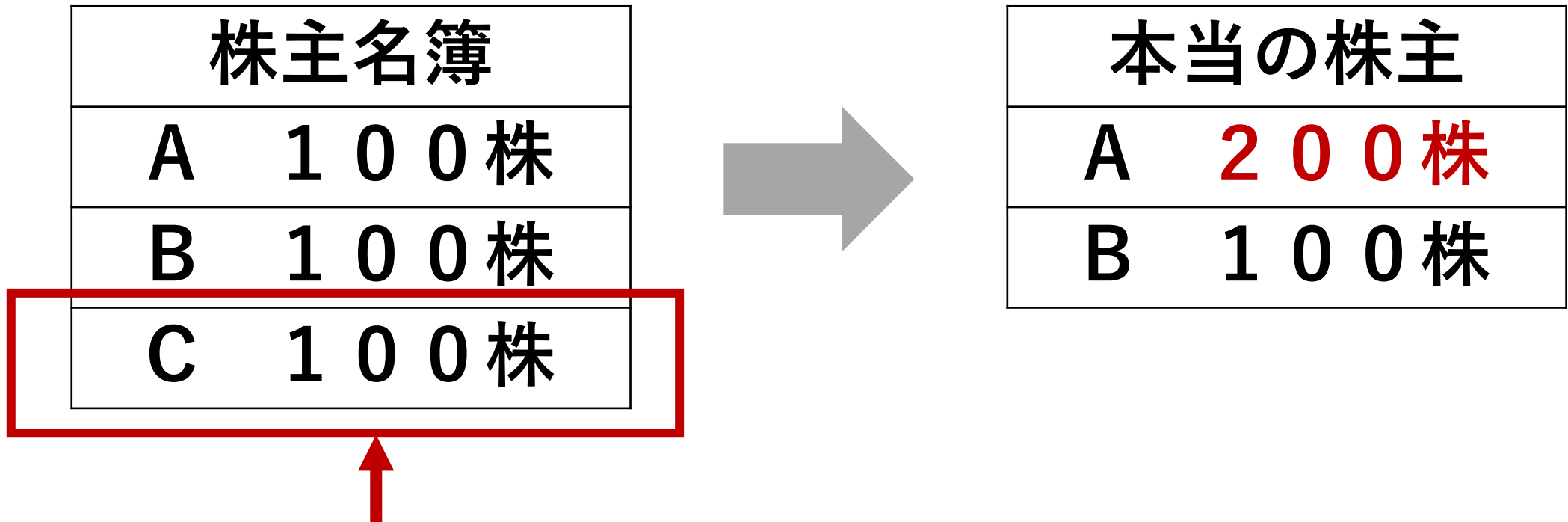
- ①会社からの通知または催告が5年以上継続して一度も到達しない場合
- ②継続して5年間剰余金の配当を受領しなかった。

 **注意**

処理をするのに5年以上を要する。

# 名義株とは？

会社における株主名簿上の株主と、その株式の  
実質の所有者が一致していない株式



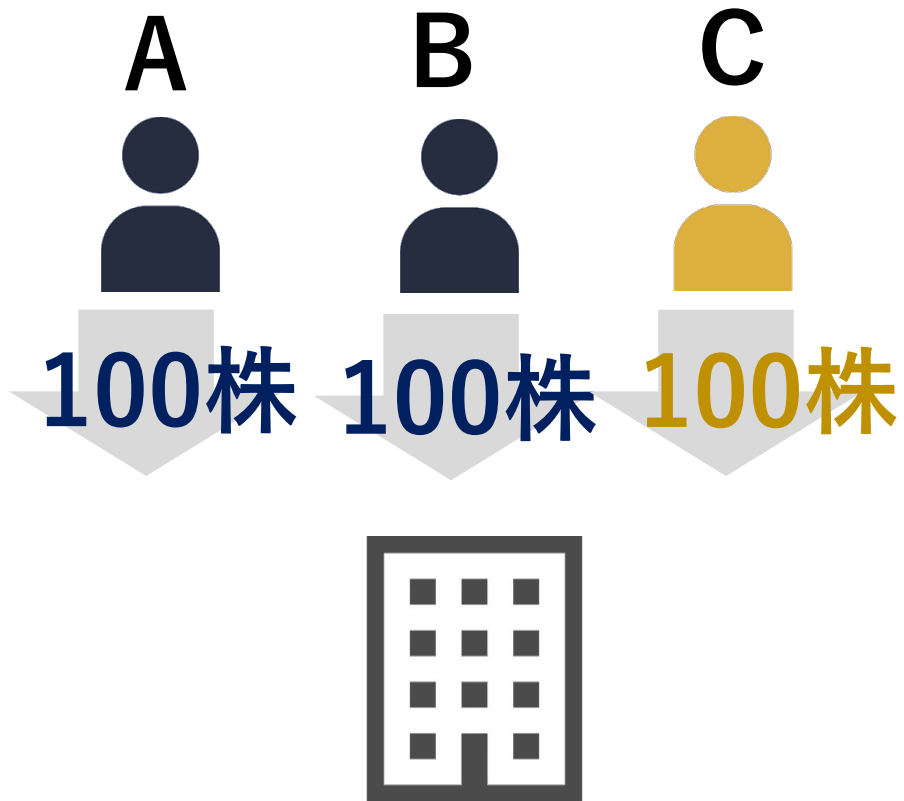
実質の所有者はA（Cを名義株主という。）



# 株主の認定基準

- ①株式の取得資金の拠出者
- ②名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容
- ③株式取得の目的
- ④取得後の利益配当金等の帰属状況
- ⑤名義貸与者及び名義借用者と会社との関係
- ⑥名義借りの理由の合理性
- ⑦株主総会における議決権の取扱及び行使の状況

# 名義株式が問題になった事例（1）



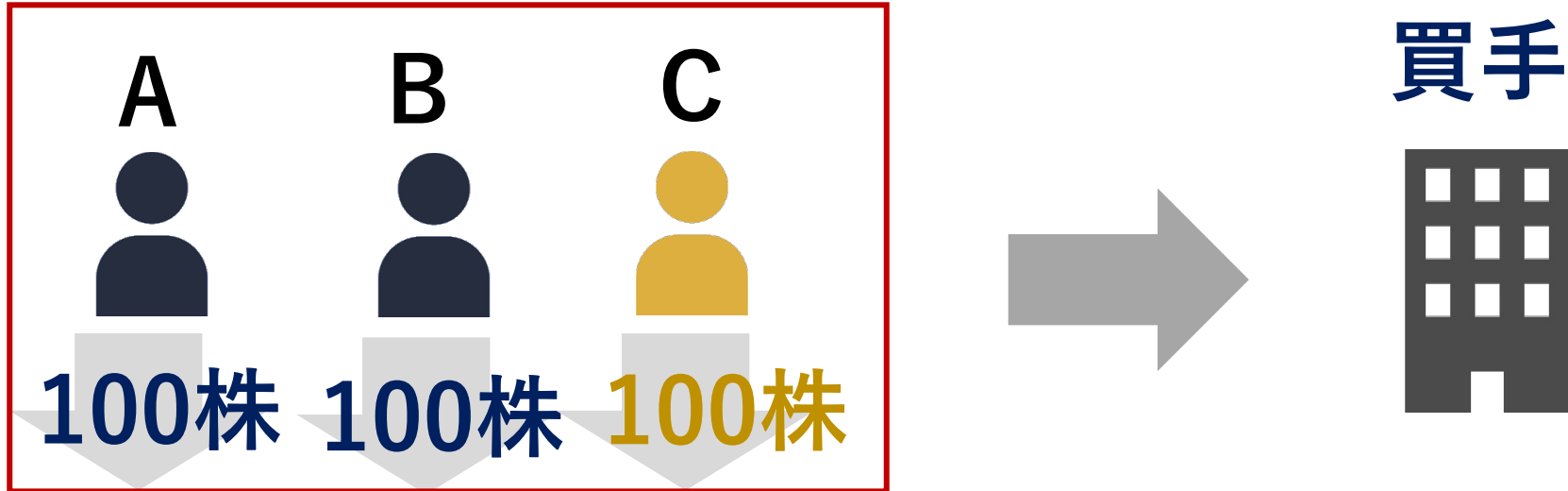
- ① Cの株式100株のお金はAが出資しているが、便宜上株主名簿上の名義をCにしている。
- ② 会社は、2年前に一度配当を行っておりCも受け取っている
- ③ Cが自分が株主であるとして、会社に対して株式の買取を請求してきた。

# 株主の認定基準

- ①株式の取得資金の拠出者
- ②名義貸与者と名義借用者との関係及びその間の合意の内容
- ③株式取得の目的
- ④取得後の利益配当金等の帰属状況
- ⑤名義貸与者及び名義借用者と会社との関係
- ⑥名義借りの理由の合理性
- ⑦株主総会における議決権の取扱及び行使の状況

# 名義株式が問題になった事例（2）

## M & Aの場面



- ① Cは、名義株主（真実の株主はA）。
- ② 買手から、M & Aにあたり名義株主の処理を求められた。
- ③ Cは、行方不明である。

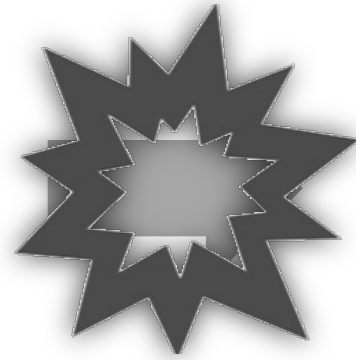
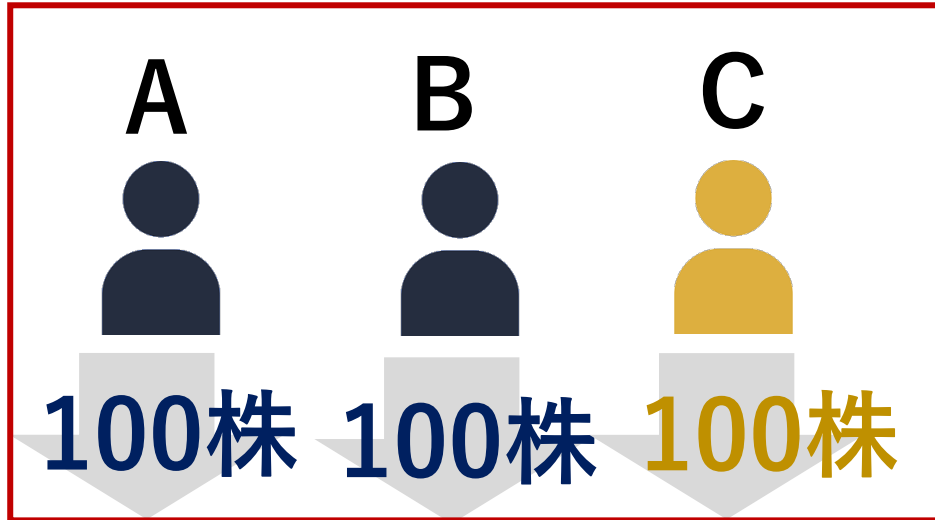


## 名義株式の処理方法

名義株主と真実の株主が、  
「名義株式である旨の確認書」等を作成して、  
株主の名義を真実の株主に戻す手続を行う。

# 名義株式が問題になった事例（2）

## M & Aの場面



買手



**!** 注意

名義株主を処理できなければ、  
M & Aが成立しない。



## 株主の処理のポイント

- ①株主は、株式の多い少ないに関わらず、思いがけない場面で問題となることがある。
- ②マイナス要素のある株主の処理は、早ければ早いほど望ましい。  
※少なくとも方向性を決めておく。
- ③必要性に迫られてから処理を行う場合、会社にとって不利となる場合も多い。

# なぜ認知症対策が必要か？

認知症対策は、認知機能の低下が始まってから意識することが多い。

しかし、それでは遅きに失する場合も。



なぜ、認知症対策が必要かを知り、  
専門家としては、適切な時期に提案してあげる  
ことが必要。



# 「5人に1人が認知症」時代到来？！

高齢化などを背景として、65歳以上の認知症患者数は増加する。

厚生労働省が2014年にまとめた推計では、2025年に65歳以上の認知症の方が最大で730万人程に達する。



**65歳以上の5人に1人が認知症になるとの推計**

# 認知症予備軍、「軽度認知障がい」

認知機能の低下はあるものの、日常生活は正常に行える状態。

➔ 軽度認知障がい（MCI）

2012年度のデータではあるが、65歳以上のMCI患者数 約400万人、認知症患者数462万人

➔ 2012年度の65歳以上（3075万人）の約28%が、すでに認知症またはMCI

# 認知症の何が問題か？

法律行使をするためには、意思能力が必要

➔ 意思能力を有さないものがした法律行為は無効

**意思能力**：意思表示などの法律上の判断において自己の行為の結果を判断することができる能力

# 何も対策せず認知症になったら

判断能力が低下し、あるいは失ってしまった  
人に対応する制度

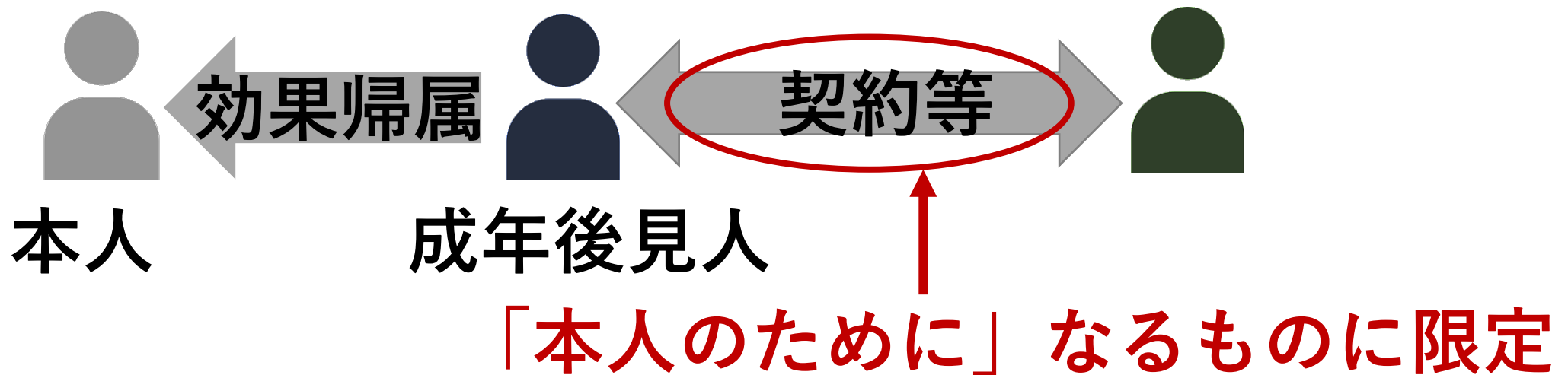
➔ **法定後見制度**

法定後見制度は、判断能力に応じて、後見、  
保佐、補助の3つの累計が定められている。

(制度の利用の大半は、後見)

# 成年後見人

➔ 本人の財産について包括的な管理権、代理権を持ち、「本人のために」、本人に代わって法律行為を行うことになる。





## 成年後見制度のポイント

- ① 成年後見人となるのはほとんど、親族でない第三者（弁護士、司法書士等）。
- ② 本人の財産は、成年後見人が管理する。
- ③ あくまで「本人のため」であり、「親族のため」「会社のため」ではない。
- ④ 成年後見人は裁判所の監督を受ける。
- ⑤ 一度利用すると、原則終了できない。

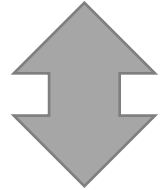


## なぜ認知症対策が必要か

- ①判断能力を失ってしまうと、法定後見制度を利用しなければ法律行為ができない。
- ②法定後見制度の利用は、親族、本人の希望に沿うことができるとは限らない。

## 注意

認知症 = 判断能力がないわけではない。



認知症ではないからといって、あらゆる認知症対策が可能なわけではない。

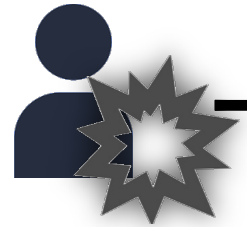
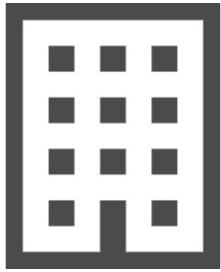
➔ 複雑なスキームは、判断能力が低下している場合には、判断できない。





**意思能力が問題になる場面は、認知症だけではない。**

## 意思能力が問題となった事例



**一人株主兼一人役員**

**事故で意識不明となり、  
株主も役員も不在に。**



## 相談のポイント①

株主が意識不明となってしまうと議決権の行使ができない。

- 株主総会を開催できないため、新たに役員を選任することも出来ない。
- 株主総会を開催できないため、決算の承認も出来ない。



## 相談のポイント②

意識不明となった株主の議決権の行使するためには、成年後見人の選任が必要。

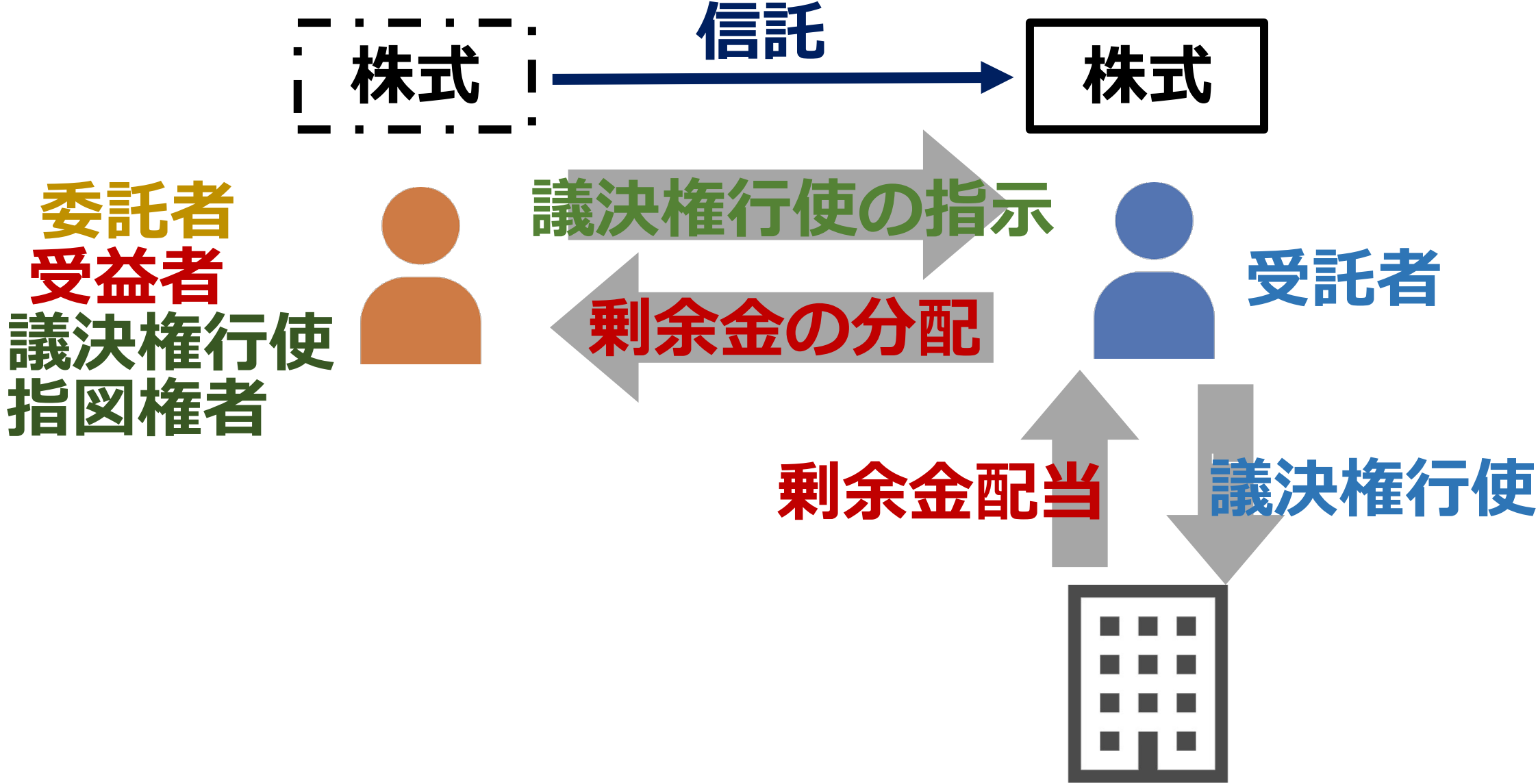
■成年後見人の選任は、2ヶ月以上の期間を要する。

→ 2ヶ月以上株主総会が開催できず、役員不在に  
= 会社の機能ストップ

■成年後見制度を利用することを家族が反対することもある。

■弁護士等は経営のプロではない

# 参考：株式の信託





## まとめ

- 本日までご紹介した事例は、特別な事例ではなく  
顧問先に1社は起こりうる事例
- 問題がないと思っていた企業が問題となること  
とも・・・
- 事前に対応していれば防げた可能性がある
- クライアントのリスクを一番発見できるのは、  
定期的に関わりのある顧問税理士

# リスク診断サービスのご案内・お問い合わせ先

## 法務リスク診断サービス

顧問先、見込み客の  
リスク分析を貴社の提案に  
ご活用頂けます

The screenshot shows a document header for '株式会社〇〇〇 様' (Company 〇〇〇 Ltd.) and a title 'リスク分析結果' (Risk Analysis Results) dated '令和〇年〇月〇日'. The footer includes the logo for '司法書士法人 おおさか法務事務所' (Osaka Legal Office). Below the screenshot is a diagram illustrating corporate responsibility: '会社' (Company) is connected to '代表取締役 B' (Director B) and '代表取締役 A' (Director A). An arrow labeled '取引、購入等' (Transactions, purchases, etc.) points from the company to Director B. A note states: '代表取締役 A が知らなくても会社に責任が生じる' (Responsibility is incurred by the company even if Director A is unaware). A small number '5' is visible in the bottom right corner of the diagram area.

株や役員に関するご質問  
承継に関するスポットアドバイス  
セカンドオピニオンとしても



電話での受け付け

**0120-744-743**

ご質問・ご相談などお気軽にお問い合わせください



メールでの受け付け

**[info@olao.jp](mailto:info@olao.jp)** (代表アドレス)

